

第3期取手市地域福祉計画（素案）

（令和2年度～令和5年度）

誰もが住み慣れた地域で、思いやりを持って、
互いの支え合い、助け合い、共に生きるまちづくり



令和2年3月（予定）



取 手 市



目 次

1	計画策定の趣旨	1
	（1）計画策定の趣旨	1
	（2）地域福祉とは	2
2	計画の性格と期間	2
	（1）計画の性格	2
	（2）計画の期間	2
3	計画策定の背景	4
	（1）少子・高齢化の進行状況	5
4	計画の基本的な考え方	11
	（1）基本理念	11
	（2）施策展開の柱	11
	（3）施策体系	12
5	施策展開の方向	13
I	安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	13
I-1	多様な生活問題を把握する仕組みづくり	13
	（1）支援を必要とする人々の把握	14
	（2）住民の情報を共有する仕組みづくり	15
I-2	関係組織の連携・推進	17
	（1）様々な人々の協働による支え合いの推進	17
	（2）地域で求められる支え合いの姿をつくる	20
I-3	災害に備える福祉の取組み	21
	（1）避難行動要支援者の支援体制の充実	21
	（2）災害時の地域防災体制づくりの推進	23

II	地域福祉推進のための基盤整備	24
II-1	地域見守り活動や交流活動の推進	24
	(1) 公的な福祉サービスと民間のサービスの充実	24
	(2) 地域における新たな支え合い活動の推進	25
II-2	地域を支え合うための協働体制づくりの推進	26
	(1) 支援が必要な人への福祉サービスの充実	26
	(2) 各種ボランティアの育成と活動しやすい環境づくり	27
II-3	利用者本位の多様なサービスを利用できる仕組みづくり	29
	(1) 相談体制の整備	29
	(2) ひきこもり支援の推進	30
II-4	誰もが住みやすいやさしいまちづくり	31
	(1) 権利擁護の周知・啓発	31
	(2) 外出支援	32
	(3) 住み方・住まい方の構築	33
	(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	34
III	福祉に係る人材の育成	35
III-1	地域福祉を担う人づくり	35
	(1) 専門職の育成	35
	(2) 地域福祉リーダーの育成	36
6	計画の推進体制と役割	37
	(1) それぞれの役割	37
	(2) 進行管理	38

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「取手市地域福祉計画」（計画期間：平成23年度から平成27年度）を、その後、平成28年3月に「取手市第2期地域福祉計画」（計画期間：平成28年度から平成31年度）を策定し、お互いに支え合い暮らしていく、地域社会づくりを進めてまいりました。

近年における、少子高齢化の進展や家族形態の変化、地域における人々のつながりの希薄化など福祉の内容やあり方の変化や、経済情勢等を起因とする生活困窮者等を背景に、児童や高齢者や障害者に対する虐待、孤立死、ひきこもり等の課題が顕在化しております。このような生活弱者を支える仕組みづくりとして、取手型の地域共生社会の実現のため、このたび第3期取手市地域福祉計画を策定することといたしました。

この計画は、より身近な地域で地域生活課題を「地域と共に生きる」地域づくり、地域住民や専門職・機関・社会福祉法人・企業等の連携・協働による地域生活課題等の解決に向けた仕組みづくりなど「包括的な支援体制の整備」を目指します。

高齢福祉においては、介護予防や認知症予防等を含め、超高齢社会に対応した施策の充実を図ります。障害福祉においては、障害者のための専門性の高い相談窓口の充実と誰もが暮らしやすい環境整備を図ります。子育て支援においては、児童虐待防止や待機児童の解消等、子育て世帯への幅広い支援の充実を図ります。社会福祉においては、生活困窮者の早期自立支援策の拡充及びひきこもり支援策の充実を図ります。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく、安心して充実した生活を送れるよう、地域住民、民間福祉事業者、行政機関などが連携・協働し、お互いに支え合うことで、地域における福祉課題の解決に取り組んでいくことです。

地域福祉を推進していくには、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、地域における課題に対し、地域全体で取り組み、助け合う意識を育むことが必要です。

また、趣旨の中にありますように福祉サービスへのニーズは日々拡大しており、行政の力だけでは対応しきれない部分も増えています。さまざまな課題について、住民一人ひとりの努力（自助）と、住民同士の相互扶助（共助）の一層の展開、公的な制度（公助）の整備によって解決していく地域福祉を推進する仕組みが必要です。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、本市の地域福祉の向上と市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

本計画は、市政運営の基本方針である「取手市第六次総合計画」を上位計画として、福祉に関する他の分野別計画「第8期取手市高齢者福祉計画・第7期取手市介護保険事業計画」、「取手市子ども・子育て支援事業計画」、「取手市障害者福祉計画」などと連携を図りながら各分野別福祉施策の基盤となる地域福祉を推進するものです。

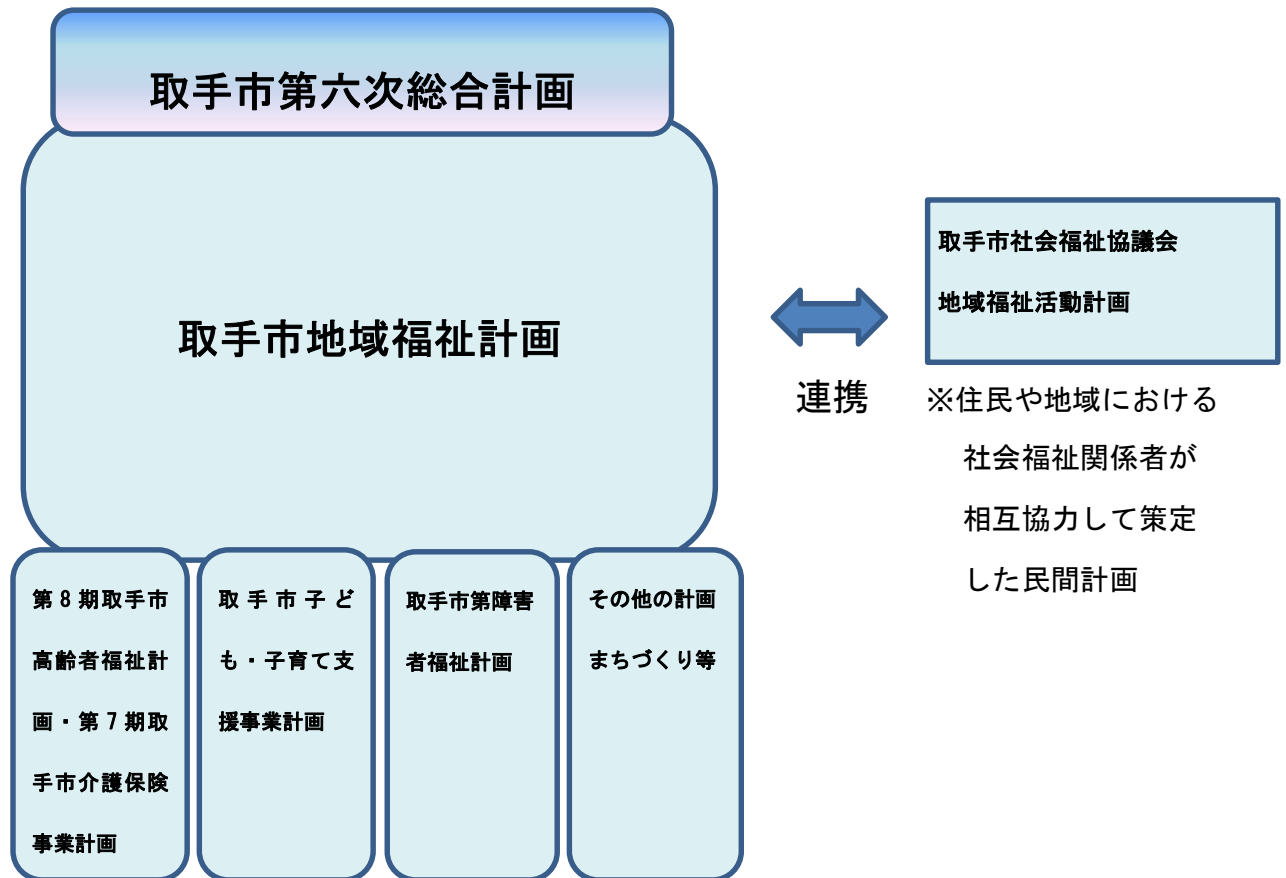
さらに保健、環境、都市計画、住宅、交通などの生活関連分野の取組と連携して、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

なお、取組みの進捗状況や社会情勢を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

取手市地域福祉計画と他計画との関係イメージ図



第3期地域福祉計画の骨格

- ①高齢者の支援は介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- ②障害者の支援は差別解消と合理的配慮の提供と促進
- ③子育て支援は児童虐待防止対策の推進と教育・保育サービスの提供
- ④専門人材のスキルアップ・技術ボランティアの育成

3 計画策定の背景

地域の現状としては、核家族化や高齢化が進行し、かつての三世帯同居世帯は減少するなど、私たちの生活様式は多様化しています。都市化によって近隣住民同士の関係が希薄化し、言わば「無縁社会」とも言われるような状況の進行があるものと思われま

一方、行政が担う福祉サービスについては、介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律等によりその充実が図られてきているところです。

しかしながら、それぞれの地域には、行政が担う福祉サービスだけでは、対応が困難な福祉課題が生じてきています。

さらに、東日本大震災を契機として、ボランティア活動や地域における支え合いの大切さなど、地域福祉の必要性について改めて認識が深まってきています。

地域福祉活動を推進していくためには、市町村が主体となった福祉サービスの提供を基本としながら、住民及び民間団体等の主体的な取組みと連携、協働、支え合いを進めて行くことが、ますます必要となってきました。

このような状況を踏まえ、国が示す、地域住民や多様な主体が参画し、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現には、「地域と共に生きる」地域づくりに向け、取手市の実情に合わせた取組みを行う必要があります。

「地域共生社会」とは？

人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

取手型の地域共生社会

取手市の福祉は支援等が必要な住民を支える団体、社会福祉協議会、行政が連携して協働でさまざまな活動を促進する力をもっています。

障害福祉分野においては、関係者が集まる団体、社会福祉協議会、行政が定期的に話し合いの場を設け連携を図りながら障害者支援を進めています。

高齢福祉分野においては、当市の人口構成が65歳から74歳の人口の占める割合が大きいことから、この世代の年齢層から回想法等の介護予防・健康づくり（健康寿

命の延伸)を関係機関と連携しながら推進していきます。

また、高齢者等移動支援事業においては、福祉有償運送等運営協議会を設置し、サービス提供事業者と連携を図り適正に事業を推進していきます。

子育て支援分野においては、保健、医療、教育、警察等が連携して要保護児童への適切な支援を行うよう更なる連携を深めます。

(1) 少子・高齢化の進行状況

①出生率の推移

本市における出生率は、平成20年以降、いずれの年も国及び県の数値を下回っており、平成29年では5.9‰となっています。

●出生率の推移

(単位：‰パーミル)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
取手市	6.3	6.4	5.7	5.9	6.1	5.9
茨城県	7.9	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2
全 国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

(資料) 茨城県人口動態統計による。

※出生率＝人口1,000人に当たりにおける出生数を指す。単位はパーミル(千分率)。

平成29年の日本の普通出生率は7.6パーミル。

②人口の推移と年齢構成

本市の人口は平成 31 年 4 月 1 日現在 107,204 人であり、年々減少の傾向にあります。

さらに将来の推計人口は、25 年後の令和 22 年に 83,547 人と予測され次第に減っていくことが予測されています。

年齢別区分の推移は、年少人口（0 歳から 14 歳）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）、高齢者人口（65 歳以上）ともに減少しているが、高齢者人口の減少は比較的少ないことから人口比率は増加しており今後も増加することが予測されます。

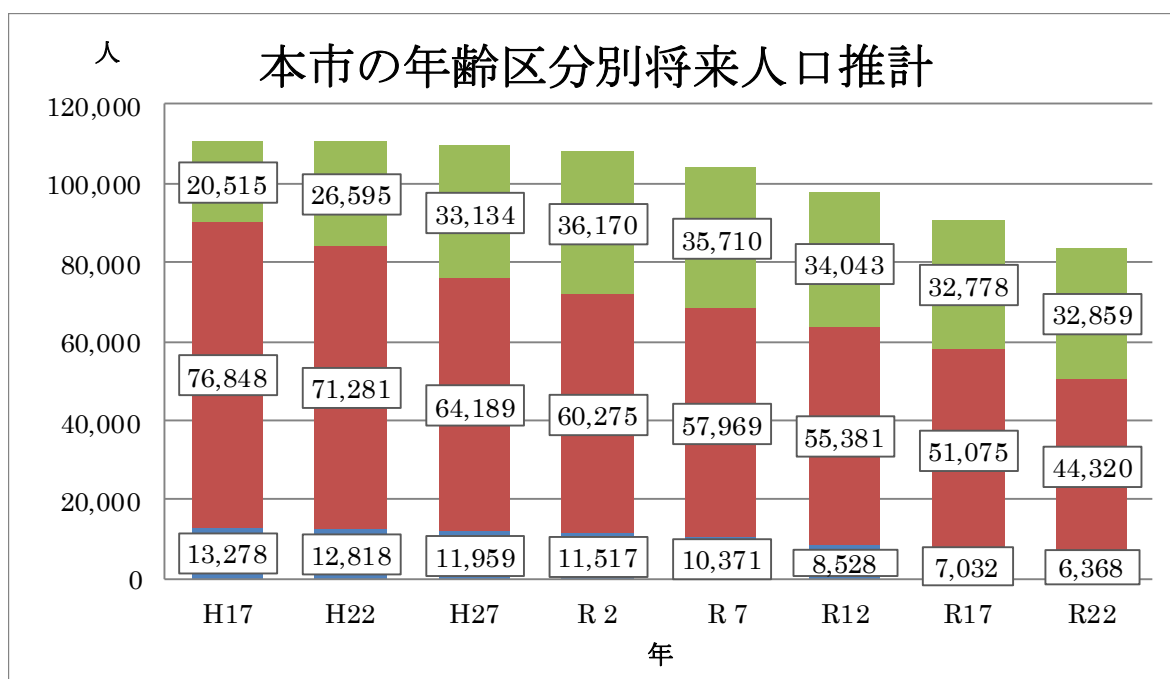
○本市の年齢区分別将来人口推計

(単位：人,%)

年	総人口	年少人口 (0~14 歳)	割合	生産年齢人口 (15~64 歳)	割合	高齢者人口 (65 歳以上)	割合
H17	111,327	13,278	11.9	76,848	69.0	20,515	18.4
22	110,694	12,818	11.6	71,281	64.4	26,595	24.0
27	109,282	11,959	11.0	64,189	58.7	33,134	30.3
R2	107,962	11,517	10.7	60,275	55.8	36,170	33.5
7	104,050	10,371	10.0	57,969	55.7	35,710	34.3
12	97,952	8,528	8.7	55,381	56.5	34,043	34.8
17	90,885	7,032	7.7	51,075	56.2	32,778	36.1
22	83,547	6,368	7.6	44,320	53.1	32,859	39.3

(資料) 平成 17 年は「国勢調査」による。

平成 27 年からは「取手市人口ビジョン」平成 27 年 10 月による。



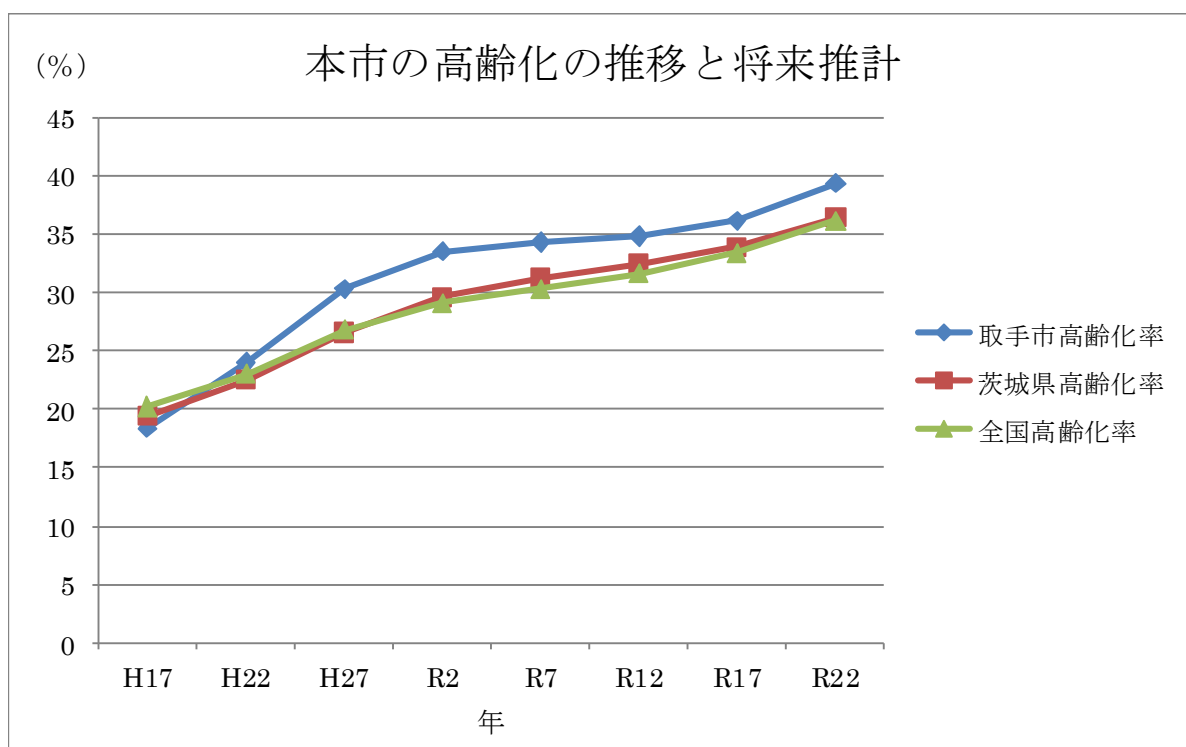
③高齢化率の推移

本市の高齢化率は、茨城県常住人口調査では平成26年1月1日現在で29%であり、人口が減少することに伴って、高齢者が増加することにより高齢化率は上昇し、平成27年度には30.3%、3.2人に1人が65歳以上の高齢者となり、令和22年には39.3%となり2.5人に1人が高齢者になると予測されます。

○本市の高齢化の推移と将来推計

(単位：人、%)

年	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	取手市 高齢化率	茨城県 高齢化率	全 国 高齢化率
H17	111,327	20,515	18.4	19.4	20.2
22	110,694	26,595	24.0	22.5	23.0
27	109,282	33,134	30.3	26.6	26.8
R2	107,962	36,170	33.5	29.6	29.1
7	104,050	35,710	34.3	31.2	30.3
12	97,952	34,043	34.8	32.4	31.6
17	90,885	32,778	36.1	33.9	33.4
22	83,547	32,859	39.3	36.4	36.1



④世帯構成の変化

本市の平成 27 年の世帯数は、平成 22 年に比べ 852 世帯増加していますが、1 世帯当たりの人員は、平成 22 年の 2.6 人から 2.32 人に減少しています。

一般世帯の家族類型をみると、単身世帯が平成 17 年に比べ 2.7 ポイント上昇し、平成 22 年に比べ世帯数は 1,344 世帯増加しています。高齢者の独居世帯の増加の影響が考えられます。

○本市の一般世帯の家族類型別割合の推移

(単位：人、%)

年	世帯数	単身世帯	割合	夫婦のみ の世帯	割合	夫婦と子供 の世帯	割合	ひとり親と 子供の世帯	割合	その他 の世帯	割合
H27	43,433	11,497	26.5	10,884	25.1	12,919	29.7	3,604	8.3	4,529	10.4

(資料) 平成 27 年度国勢調査

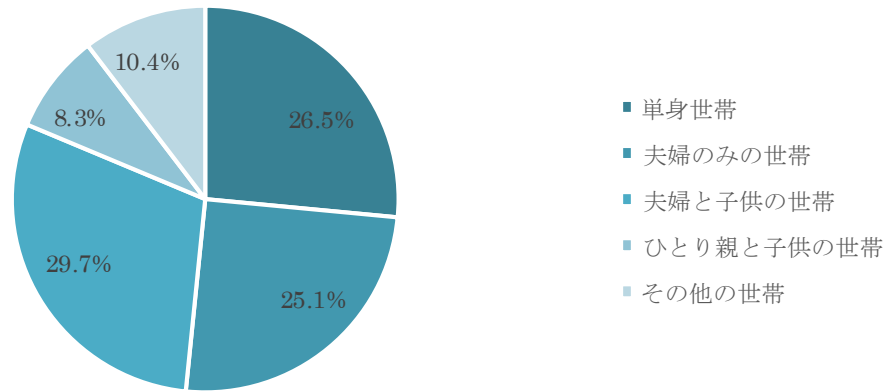
(参考)平成 22 年度・27 年度における茨城県及び全国の各世帯の割合

(単位：%)

		単身世帯の割合	夫婦のみの世帯の割合	夫婦と子供の 世帯の割合	ひとり親と子供 の世帯割合
茨城県	H22	25.7	19.5	29.4	8.9
	H27	26.9	20.6	28.5	9.6
全 国	H22	32.4	19.8	27.9	8.7
	H27	33.3	20.5	27.0	9.4

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所

本市の一般世帯の家族類型別割合の推移



4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、思いやりをもって、互いに支え合い、助け合い、共に生きるまちづくり

【趣旨】

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりが求められています。さらに近年の少子高齢化の進行、単身世帯の増加、経済情勢を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死等の社会的孤立への対応が急務となっています。

そこで、誰もが地域の一員として、地域における生活課題に対して主体的にかかわり、お互いに助け合いながら安心して充実した生活が送れるよう、第2期の基本理念を踏襲し、「誰もが住み慣れた地域で、思いやりをもって、互いに支え合い、助け合い、共に生きるまちづくり」を目標とします。

(2) 施策展開の柱

基本方針	基本施策
I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	1 多様な生活問題を把握する仕組みづくり 2 関係組織の連携・推進 3 災害に備える福祉の取組み
II 地域福祉推進のための基盤整備	1 地域見守り活動や交流活動の推進 2 地域を支え合うための協働体制づくりの推進 3 利用者本位の多様なサービスを利用できる仕組みづくり 4 誰もが住みやすいやさしいまちづくり
III 福祉に係る人材の育成	1 地域福祉を担う人づくり

(3) 施策体系

地域福祉を推進するため、「安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり」、「地域福祉推進のための基盤整備」、「福祉に係る人材の育成」の3つの展開の柱のもと、施策の方向と主な施策を示すこととします。

基本方針	基本施策	今後の取り組み	
I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	1 多様な生活問題を把握する仕組みづくり	(1) 支援を必要とする人々の把握	
		(2) 住民の情報を共有する仕組みづくり	
	2 関係組織の連携・推進	(1) 様々な人々の協働による支え合いの推進	
		(2) 地域で求められる支え合いの姿をつくる	
	3 災害に備える福祉の取組み	(1) 避難行動要支援者の支援体制の充実	
		(2) 災害時の地域防災体制づくりの推進	
II 地域福祉推進のための基盤整備	1 地域見守り活動や交流活動の推進	(1) 公的な福祉サービスと民間のサービスの充実	
		(2) 地域における新たな支え合い活動の推進	
	2 地域を支え合うための協働体制づくりの推進	(1) 支援が必要な人への福祉サービスの充実	
		(2) 各種ボランティアの育成と活動しやすい環境づくり	
	3 利用者本位の多様なサービスを利用できる仕組みづくり	(1) 相談体制の整備	
		(2) ひきこもり支援の推進	
	4 誰もが住みやすいやさしいまちづくり	(1) 権利擁護の周知・啓発	
		(2) 外出支援	
		(3) 住み方・住まい方の構築	
		(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
	III 福祉に係る人材の育成	1 地域福祉を担う人づくり	(1) 専門職の育成
			(2) 地域福祉リーダーの育成

5 施策展開の方向

I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり

●施策の方向●

I-1 多様な生活問題を把握する仕組みづくり

年々、複雑・多様化する市民の生活課題を解決するため、住民の個々のニーズに合った多様なサービスが提供されるよう、適切なサービスを総合的に提供できるよう仕組みづくりを推進していくことが求められています。本市においても、行政、地域包括支援センター、取手市社会福祉協議会等、民間のサービス事業者も含め公私協働によるニーズの把握に努めてきましたが、こうした取組みを充実強化し、住民にとって相談しやすい環境を整えるとともに、早期に生活問題を把握することで、解決に結びつけることが重要です。

国は、令和7年を目途に地域包括ケアを推進しており、本市においても保健・医療・福祉などが相互に連携した包括的な支援体制の構築を進めていきます。

また、地域がさまざまな生活問題に気づくことが大切であり、その解決にむけて適切な機関につなぐ仕組みづくりを整えていく必要があります。

〈地域における多様な生活問題〉

高齢者、障害者の分野では公的な福祉サービスが発展してきました。しかし、同時に公的な福祉サービスでは対応できない生活問題、公的福祉サービスでは対応が不十分なため生まれる問題等があります。

○公的な福祉サービスだけでは対応できない生活問題

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、障害者等のゴミだし、電球交換、買物支援、墓参りの付添など、費用の面で効率的でないもの、公的福祉サービスで対応するものか判断が分かれるケースがあります。

○制度に当てはまらない人

さまざまな問題を抱えていながら、サービス給付要件に該当しない人や該当していても利用していない人への対応。

○身近な人々の手助けが期待できない状態にある人々への対応

引きこもり、自覚のない認知症の高齢者など、サービスに関する情報があっても理解や活用が難しい人々への対応。

●主な施策●

I-1-(1) 支援を必要とする人々の把握

《現状と課題》

福祉ニーズの多様化や複雑化により、従来の福祉サービスでは対応できない複合的な福祉課題が生じています。

そこで、このような課題が生じている状況に適切に対応するため、公助だけではなく、自助や共助といった考え方にに基づき、地域の住民をはじめ、地域の多くの関係者や団体等が地域の福祉課題に主体的に取り組み、参加し、互いに支え合っていく地域社会づくりを支援していきます。

このような状況のなか、従来の見守り活動から外れる人々や、制度から外れる人々を地域から孤立させずにどう把握し、どのような支援が必要なのかをしっかりと見極めることが課題となっています。

[対策]

○行政や事業者、専門家と住民との関係

地域住民は、そこで生活している人にしか見えない地域の生活問題、身近でなければ早期発見が難しい問題を見つけ、すばやく対応できますが、社会資源や専門知識が十分でないといった問題があります。行政や事業者は発見された生活問題が困難事例や専門的な対応を必要とする事例だった場合について、公的な福祉サービスによって対応することが出来ます。

行政、事業者（電気、ガス、水道、各事業者等）、専門家、福祉関係者、住民、自治会は互いにそれぞれの特性を生かしながら、地域の生活問題を発見し改善することを共通目的として協働体制を整えるよう対策を講じます。

○相談窓口のあり方

相談内容が多様化し、多問題化してきているなか、ライフスタイルの多様化などを背景に困りごとや必要とする支援内容は複雑化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図り、相談のたらい回しにならないよう関係機関と連携の強化を図り、相談者に寄り添いながら生活課題への対応を図っていきます。

高齢者の相談窓口	⇒	高齢福祉課・地域包括支援センター
障害者の相談窓口	⇒	障害福祉課
子育ての相談窓口	⇒	保健センター・子育て支援課 ・地域子育て支援センター
生活困窮者の相談窓口	⇒	社会福祉協議会
在宅福祉サービス相談窓口	⇒	高齢福祉課・社会福祉協議会
その他	⇒	それぞれ関係する機関

今後は、相談内容が多様化・多問題化してきている中で、ワンストップ型の総合窓口を検討し、幅広く受け止め抱える問題を整理できる仕組みを推進していきます。

I-1-(2) 住民の情報を共有する仕組みづくり

《現状と課題》

地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、関係者間で情報が共有されることが重要です。

福祉サービス利用者が、必要なサービスを自ら選択するためには、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、わかりやすい情報の提供が求められています。

また、情報が必要とする人に必要なとき届き、理解され、利用されるためには、情報の受け手の状況等を踏まえ、多様な方法で提供することが求められています。

[対策]

○要支援者を支える情報共有のネットワークづくり

地域の要支援者を支えるためには関係者間で情報の共有が行われ、さらにネットワークで共有され公的な福祉サービスにつなげる体制づくりを社会福祉課が中心となり進

めていきます。

○要支援者を支える地域福祉のコーディネーター

情報共有を行うネットワークは、地域福祉のコーディネーターにより形成されることが効果的と考えられます。

地域福祉活動は住民同士の支え合いであり、活動を支援するためには地域を担当するコーディネーターを配置し、関係する様々な専門家や事業者（電気、ガス、水道、各事業者等）、ボランティア等と連携を図り包括的に支援し、地域福祉活動に関わる者のネットワーク形成を図るなど地域福祉活動の促進も期待されることからコーディネーターの確保を支援します。

取手市社会福祉協議会の職員による地域福祉コーディネーター（CSW）やボランティアコーディネーターの今後の役割が重要であり対策を講じます。

○情報の共有と個人情報の取扱い

情報の発信について、適切な方法で随時必要とされる情報を発信することに努めます。必要とする情報を年代層に関係なく、届けるための情報発信の方法を研究し、適切な手段で情報を発信し、参加協力が得られるよう努めます。

今後は、若者等とも情報を共有しながら、若者等の意見を取り入れ、地域における生活問題を発見し、解決につなげていく仕組みを構築していきます。

また、災害対応においても地域の要支援者の情報の共有が進んでいるかどうかで、対応に大きな違いが生まれます。

平成17年4月に施行された個人情報保護法をめぐって過剰反応が一部見られています。個人情報保護法では、本人の同意を得て個人情報を関係機関と行政機関が情報収集する際は、第三者提供ができるか否かを明確化して収集する場合は個人情報を共有することに問題はなく、市としても個人情報保護法のルールに則して、地域福祉の推進に必要な個人情報を関係機関と共有していきます。

○とりで生涯現役ネットの支援

少子高齢化・人生100年時代を目の前に、これまではあまり地域に関わりを持っていない方々に、いつまでも元気で活躍できる高齢者の就労・起業・市民活動・ボランティア活動を推進する「とりで生涯現役ネット」を有効に活用し、情報の共有化を図っていきます。

●施策の方向●

I-2 関係組織の連携・推進

かつては、多様な生活問題に対して家族や地域共同体による、助け合いによって対処されてきましたが、都市化、核家族化などの社会の変化により、助け合いの機能は縮小し、新たにボランティア団体、NPO、住民団体の活動による新しい支え合いが生まれてきました。

近年は、児童や高齢者に対する虐待、孤立死、引きこもり、社会経済の構造的な変化による生活困窮や、外国人の定住を含め、様々な問題を抱えた複合ニーズ世帯など、福祉ニーズが多様化かつ複雑化しています。他職種連携強化による体制づくりを強化し、要支援者に対する適切な支援が行えるよう、関係機関との協力体制の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

●主な施策●

I-2-(1) 様々な人々の協働による支え合いの推進

《現状と課題》

家族形態の変化、急速な少子高齢化や個人の価値観の多様化に伴い、地域社会のつながりが希薄化しており、高齢者等の社会的孤立など地域の中で支え合う力が低下してきていることから、住民や地域で活動する多様な主体が互いに連携し、支え合うしくみを強化していくことが求められています。

また、近年は様々な国の労働者等の増加により、地域の中でコミュニケーションが上手にとることのできない外国人の地域参加も重要な課題となってきています。

地域の住民が自らの力で問題を解決し、安心して生活できるようにするには、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

また、子ども・子育てをめぐる環境も厳しく、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、行政や地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援するための新しい支え合いの仕組みを構築するとともに、地域のニーズに応じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び質の向上等に取り組むことが求められています。

[対策]**○関係機関における支え合い**

このような状況のなかで、新たにボランティア団体やNPO、住民団体による活動が生まれてきました。住民共通の利益のために多様な民間主体が担い手となり、行政と協働しながらきめ細かな活動により、生活課題の改善に取り組みます。

行政はこれらの団体が地域福祉活動を積極的に、安定的に続けられるよう支援するとともに、生活課題や公的サービスの内容等に情報を共有する仕組みを整備し、つながりを良くなるよう社会福祉協議会が中心となって対策を講じます。

○近隣の場合

最も身近な関係であるのが隣近所です。近隣には日常的な近所付き合いのなかで、それとなく支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、手助けをしています。

このような日常関係が生活問題の発見やいざという時の手助けにつながります。

発見された問題が専門的な対応が必要なときは、近隣の問題としてとどめるのではなく、専門機関や行政につなげるよう地域包括支援センター等が対応します。

○市政協力員、自治会、NPO、ボランティア団体等の場合

市政協力員、自治会、町内会は地縁に基づいた組織です。住民の多くの生活面を支えています。

近年は組織率が低下してきているといわれていますが、今もなお地域において重要な役割を持っています。

NPO、ボランティア団体はある特定の目的を持って活動しています。近年、意欲的な活動が増えてきており、これからの地域福祉活動の担い手としても期待されています。

自治会、町内会は区域内を網羅した活動を行っていますので、行政との関係も密接な関係です。一方、NPO、ボランティア団体は目的に賛同するメンバーが開拓的で、即応的な活動を行っています。今後は地域の福祉を考える自治会、町内会との関係を緊密に協働を進めていくことで、双方の足りない部分を補う対応を図ります。

○民生委員・児童委員

地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員の活動と、行政をはじめ、社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関とのネットワークの強化を促進します。

また、地域のさまざまな福祉課題が発見され、それらの対応が図れるよう、民生委員・児童委員が行う相談、援助活動や見守り活動を社会福祉課が中心となり支援します。

○地域支え合いづくり推進協議会の推進（生活支援体制整備事業）

市内4ヶ所の地域包括支援センターにおいて、「地域支え合いづくり推進協議会」を組織し、市政協力員、民生委員、自治会町内会長、NPO法人、市民活動団体、ボランティア、民間企業等、地域の様々な主体が情報交換、情報の共有化を図ることで、地域の課題を把握し、助け合い支え合いの地域づくりを行っている「地域支え合いづくり推進協議会」を高齡福祉課が中心となり支援します。

○地域の見守り活動の推進

高齢者等が地域や社会から孤立しないよう社会全体で見守る必要があることから、市が日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者等と連携し、地域における見守り活動のネットワークを築き、地域社会において安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を地域包括支援センター等を中心に対応します。

見守り活動

現在、住民、民生委員・児童委員の活動によって行われていますが、その目的は「早期発見（安否確認、変化の察知）」、「早期の対処」、「犯罪被害を予防すること」、「情報の提供」、「孤独感の軽減」などがあります。

○認知症対策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症・若年性認知症への理解を深める活動を推進するとともに、認知症サポーターの養成活動を高齡福祉課等が中心となって推進します。

また、相談窓口の充実を図り介護にあたる家族等の精神的・身体的負担の軽減を図り、認知症の人と家族を地域で支える環境づくりを推進します。

さらに、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の構築に取り組むとともに、認知症予防の取り組みなどを促進していきます。

○幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じた保育の受け皿を確保するとともに、幼児教育、保育に従事する人材の確保や質の向上を図ります。

また、保護者の就労形態の変化に応じて、延長保育や、一時預かり、病児保育などのさまざまな保育サービスの充実が図れるよう対応します。

I-2-(2) 地域で求められる支え合いの姿をつくる

《現状と課題》

少子高齢化が急速に進展する中、大幅な労働人口の減少を補い、地域の活力を維持していくためには、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者がいきいきと社会で活躍することが重要です。

元気な高齢者が地域のつながりの希薄化やひとり暮らし高齢者の孤独化などの地域社会の課題に対応する「地域社会の担い手」として活躍し、社会的役割を持つことが重要であり、生きがいや介護予防にもつながります。

また、今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の一層の増加が予想されることから、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが必要です。そのため、市が中心となって地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していく必要があります。

[対策]

○支援体制の充実

高齢者や障害者、子育てなどで支援を必要とする人や家族が、安心して住み慣れた地域で、暮らしていくためには保健、医療、福祉などの分野が連携し、それぞれの支援が適切に提供される仕組みづくりが必要です。

保健、医療、福祉、地域住民、ボランティア等が連携して必要なサービスを提供したり、身近な住民、行政や専門家などが互いに特性を生かしながら、支援を必要とする人に必要な支援を行える支援体制を充実させ、夢や希望、勇気づけ、その人が持っている生きる力を湧き出させるような支援の仕方が重要であり、地域の支援体制の充実を図っていく対策を講じていきます。

○地域住民の支え合いによる孤立者対策の推進

元気な高齢者の能力を活用し、ひとり暮らし高齢者等を地域社会の全体で見守る環境を充実させ、誰もが安心して暮らせる社会を実現する対策を図ります。

●施策の方向

I-3 災害に備える福祉の取組み

近年、地域社会のつながりが希薄化しており、災害時において避難に支援を必要とする人への支援が難しくなっていることから、平常時から備えが求められています。

このような大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害者等のいわゆる避難行動要支援者（※1）の方々は、自力での避難が困難で被害を受けやすい立場にあるため、避難支援対策の強化が求められています。

※1 避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち自ら避難することが困難で避難に支援を要する人」を言います。

●主な施策

I-3-(1) 避難行動要支援者の支援体制の充実

《現状と課題》

東日本大震災の経験から、災害発生時には高齢者や要介護者などの要配慮者（※2）といわれる方々は、被害を受けやすい立場にあります。

このため要配慮者のうち特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、必要な支援を的確に実施できる体制を平常時から整備しておく必要があります。

また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、避難所等での避難生活の中でさまざまな福祉的ニーズがあるにもかかわらず、十分な支援を受けられないことなどにより、二次的な健康被害等が生じるといった課題があることから、避難所等において適切な福祉的支援が受けられる体制づくりを進める必要があります。

※2 要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることに配慮を要する人」をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者を含む難病者等を主な対象者です。

【対策】**○避難行動要支援者対策の推進**

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、平常時には以下の体制をとります。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

民生委員・児童委員、市政協力員、自治会、町内会、自主防災組織の協力を得て、自らが避難することが困難な者であって、避難行動に支援を必要とする者の名簿について、個人情報の管理をしっかりと行い、引き続き作成（更新）をしていきます。

また、作成された名簿の共有にも努めます。情報の共有は福祉部局、防災部局との連携により、消防団、警察等に情報提供し、避難行動要支援者の安否確認や円滑な避難の確保を図るために活用します。

イ 社会福祉施設等の安全体制の確保

災害対策計画の策定、災害情報伝達体制を整備します。

ウ 避難行動要支援者避難支援チームの設置

民生委員・児童委員、市政協力員、自治会、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し避難支援チームを設け、避難行動要支援者とのコミュニケーションを取り合い、非常時には安全な避難場所に誘導します。

エ 全体計画から個別計画に

要支援者の誘導避難を迅速に行うにはあらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所に避難させるかを定める計画が「個別計画」です。民生委員・児童委員、市政協力員や自治会、自主防災組織などの協力を得ながら個別計画を策定していきます。

オ 福祉避難所の設置と支援体制の整備

災害発生時において、一般的な避難所では避難生活に支障をきたす恐れがある被災者のために、設備や生活用品、食糧などに特別な配慮をした福祉避難所を指定し、必要な時に速やかに開設します。

また、重度の介護を要する方については、市内の介護事業者と協定を結び支援に努めます。

I-3-(2) 災害時の地域防災体制づくりの推進

《現状と課題》

災害時における被災者の多様なニーズの全てに行政や被災地の住民だけで対応することには限界があります。これらの多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、全国から被災地に集まるボランティアや専門的なノウハウを持つNPO等の支援が不可欠です。これらのボランティアやNPO等が円滑に活動できる環境づくりが求められます。

取手市社会福祉協議会が、平成30年度に実施した「地域福祉に関する市民意識調査」では、ボランティア経験者のうち被災者や被災地に対する活動が9.1%を占め、参加したボランティアの内容でも被災地に対する活動が13.8%を占めています。5年前の調査結果よりも数値も高く関心の高さがうかがえます。

【対策】

○防災・災害ボランティアリーダーの養成

取手市社会福祉協議会において、ボランティアリーダーの育成を重点的に取り組んでいることから、引続き防災ボランティアリーダーの養成を図っていきます。

また、災害発生時にボランティアを必要とされている人に、適切な支援ができるように、平常時から自主防災組織、自治会等との連携を密にすることで、円滑な活動が可能となり、様々なニーズに対し迅速に対応できるような体制づくりを支援していきます。

○災害ボランティアセンターの強化

災害ボランティアセンターの設置・運営について専門的な知識を持った人材を育成することにより、取手市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターが円滑にボランティアを受け入れられるようにするなど機能強化の対応を図ります。

Ⅱ 地域福祉推進のための基盤整備

●施策の方向●

Ⅱ－１ 地域見守り活動や交流活動の推進

地域福祉の推進は、市の地域特性や生活・福祉課題に応じて、取手市が主体となって推進する必要があります。取手市では、第１期の取手市地域福祉計画（平成23年度～27年度）の見直し、第２期の取手市地域福祉計画（平成28年度～31年度）の見直しを行い、新たな地域福祉計画に基づき、地域における諸問題について、官民協働で対応することで、より充実した地域福祉を推進していきます。

●主な施策●

Ⅱ－１－（１） 公的な福祉サービスと民間のサービスの充実

《現状と課題》

地域福祉の担い手不足が問題となっている中、介護保険等の公的サービスだけでは限界があり、専門性を活かした見守りや地域住民と協働した福祉活動、配食や移送、家事援助、ミニデイサービスなど、制度外のサービス提供を増進していきます。

[対策]

○行政の役割の明確化

総合的な課題（仕組みづくり）を進めるためには、職員の意識改革も必要不可欠であり、行政が行う福祉サービスの情報が、必要としている方に必要な時に提供できる環境を整備する対応を図ります。

○市民ワークショップの開設

市民が何を求め、各地域ではどんな問題を抱えているのかを的確かつ迅速に把握することで、必要な支援を必要な方に提供することが可能となります。

そのためには、市民の声を直接聞き、それを反映させることのできるような「市民ワークショップ」を開設し、市民と行政の協働による、様々な課題に対する対応を社会福祉協議会等が中心となって対応します。

○関係部署との取組み

- ・高齢者、障害者、児童など様々なニーズ対応できるように関係機関と連携した取組みを行い、利用者のためのサービスの質の向上を図っていきます。
- ・高齢者や障害者が適切なサービスを利用できるよう、事業者に対して、第三者評価（※3）など福祉サービス評価を受けるよう働きかけていきます。
- ・介護保険者として介護保険事業における福祉サービスの質に目を配る等、地域における福祉サービスの質の確保にも配慮します。

①一人も見逃さない、自助・共助で地域ぐるみの福祉の充実

②福祉に関する総合的な相談窓口の設置

③誰もが安心して生活できるための権利擁護の推進

④高齢者に生きがいを与える、新たな地域福祉資源の有効活用

※3 質の高い福祉サービスを提供し、利用者の選択の幅を広げるために、保育所、指定介護老人福祉施設、障害者支援施設等において実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが第三者評価です。

○取手市社会福祉協議会との連携強化

さまざまな社会環境が変化する中で、地域福祉推進の中核組織と位置づけられている社会福祉協議会の機能や役割は重要となっています。地域福祉の推進にあたっては、地域の実情や個人の事情を考慮しながら、「地域福祉のコーディネーター」としての役割を發揮できるよう対応していきます。

II-1-(2) 地域における新たな支え合い活動の推進

《現状と課題》

近年、団塊の世代の退職等によって、地域において様々な分野で活躍できる高齢者の増加が見込まれます。

これらのマンパワーを地域活動に向けられるよう、地域活動への参画の促進、ボランティア活動、NPO等の立ち上げなどを支援していきます。

また、地域において支援を必要としている人が、地域福祉の担い手として、支援する側にもなり、収入や生きがいも得ることのできるよう、コミュニティ・ビジネスや社会的企業等の活動を促進していきます。

【対策】**○多様な地域活動の充実・強化**

元気な高齢者が、地域の社会福祉施設において、施設サービスにおける軽微な業務などを行う活動の推進や参画支援を図ります。

また、高齢者が培ってきた豊富な知識・経験・技術・ノウハウを地域社会に還元するための人材バンクにおいて、介護や地域活動、子育てなど地域貢献分野に係る人材の充実を図るため高齢福祉課が中心となって対応していきます。

さらに、高齢期を迎えようとする方が、地域活動に参加しようとする意識を盛り上げるため、相談・広報活動を実施します。

●施策の方向●**Ⅱ－２ 地域を支え合うための協働体制づくりの推進**

地域で活動する各種団体の参画を得た福祉施策の推進のため、自治会やまちづくり協議会、高齢者クラブ、婦人会など、地域でまち（地域）づくりを進める団体と協働し、各団体の取組みの充実を図っていきます。

また、地域で活動する多様な団体が連携できるよう、各団体が活動内容、活動日などの調整を行い、地域活動の活性化を進めることのできる仕組みの構築が望まれます。

さらに、稼働能力の高い高齢者は支援を受ける側から支援する側へと、地域の活力となるための意識改革が必要となります。

●主な施策●**Ⅱ－２－（１） 支援が必要な人への福祉サービスの充実****《現状と課題》**

取手市においても急速な少子高齢化、家族形態の変化などにより、福祉ニーズや支援のあり方も多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法等により、制度化された公的サービスの充実が図られています。

現在、提供されている公的な福祉サービスの充実は図られているものの、福祉・保健・高齢・障害など、他分野におけるサービスの組み合わせなど、総合的に提供できる仕組みが必要とされています。

[対策]**○生活困窮者の自立支援****・自立相談支援事業の充実**

市内の生活保護世帯数は増加傾向にあります。また、非正規雇用労働者やひとり親世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層も増加傾向にあることを踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を強化するために、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。取手市社会福祉協議会に委託している「くらしサポートセンター」の機能強化に努めます。

・ぬくもり学習支援の充実

生活に困窮する世帯への子どもへの学習支援は、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及び保護者への助言などの生活支援を実施するとともに、子どもの居場所としての機能も果たすよう支援の充実を図るよう社会福祉課・社会福祉協議会が中心となって対応します。

○地域包括ケアシステムの充実と強化

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

○ひとり親家庭・寡婦の自立支援

ひとり親家庭の母や寡婦の方に対して、就労支援や就業に関する講習会の実施、就業に関する情報の提供など一貫した就業支援サービスと教育費の相談など生活支援サービスを提供します。

○新たなサービスの実施

社会は、地域の関係性で構成される地域型（自治会等）と人間関係で構成される人間関係型（趣味の会等）の福祉の充実を図るよう、新しい時代に適した柔軟な福祉体系を確立できるよう対応していきます。

Ⅱ－２－（２） 各種ボランティアの育成と活動しやすい環境づくり**《現状と課題》**

地域福祉の中で最も重要な役割を果たすものに、地域を支えるボランティアがあげ

られ、取手市においても200を超える多種多様のボランティア団体が活動しています。高齢化が急速に進み、取手市の人口の3割を超える高齢者への対応は急務と言えます。

地域福祉活動やボランティア活動に参加したいと考えている人は少なくない一方で、具体的な活動の情報や参加できる適当な組織がないといった状況が課題となっていることから、地域のボランティア活動などへの住民の参加を促進するため、活動に参加しやすい環境づくりや地域で活動する団体の育成・支援を行っていく必要があります。

また、学校教育の中でも保護者、生徒、児童等を対象に地域福祉への理解を深められるような学習の場を設けることも大切なことです。

何らかの理由で支援が必要な人に手を差し伸べられるよう、様々な分野での「人材」の育成と活動の場を広げ、ボランティアとして活動しやすい環境を整備していきます。

【対策】

○地域福祉の中心的な役割を持つ民生委員・児童委員

独居世帯の増加や高齢者等の孤立死の問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、ひきこもりの長期化など、複雑・多様化する地域の福祉課題に対して民生委員・児童委員が互いに協力して対応できるよう支援体制の充実を図るため、より有効な研修機会を設けスキルを高めらるよう社会福祉課が中心となって努めます。

○市民ボランティア等の人財育成

取手市社会福祉協議会が運営する総合ボランティア支援センターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする人財を育成し、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりに取り組み、ボランティア団体同士のネットワークの構築に努めます。

○セカンドボランティアの活用

セカンドボランティアとは、サービスの提供の対価でなく、必要最小限の交通費や食事代のみの支給でサービスを提供するボランティアのことをいいます。

その活動を支援することで、ボランティアを必要とする方へ、必要とする内容の支援ができるよう、より充実した質の高いサービスの提供へとつなげていきます。

○ステップアップボランティアの活用

対人援助サービスにおいて、専門職を育成するためには、費用・時間的にも限界があることから、ある程度の支援技術を持ったボランティアを育成し、質の高いサービスが

提供できるよう、社会福祉協議会が中心となってステップアップボランティアの育成のための対策を講じていきます。

●施策の方向●

Ⅱ－３ 利用者本位の多様なサービスを利用できる仕組みづくり

日常生活の中で福祉サービスを受けようと思っても、どんなサービスが受けられるのか知りたい、どこに相談すればよいのかわからない等の声がある中、身近な所でもっと分かりやすく、気軽に相談できる体制や環境の整備を行っていくことで、福祉サービスの情報を必要とする人に、必要な時に届けることが可能になります。

そのため、身近な地域において包括的に支援を受けられる相談体制の構築とともに、専門的な支援を受けられる環境・基盤の整備に努めます。

●主な施策●

Ⅱ－３－（１） 相談体制の整備

《現状と課題》

地域の中で何らかの支援を必要とする人は、それぞれの日常生活の中で抱える生活問題や様々な課題を持っています。そうした地域住民が求める福祉サービスについて、自らが選択・判断することができるサービスの情報提供を受けられる仕組みづくりが課題となります。

そのためには、自分がどのような福祉サービスを受けることが可能で、どのような手続きを行えばよいのか等、相談者が身近な所で気軽に相談できるような窓口を設置することで、適切な情報提供が可能となります。

[対策]

○様々な状況に応じた相談体制の充実

・障害者の相談窓口の充実

障害がある方や、その家族は日常生活の中で様々な問題、課題に直面します。

それは、障害の程度等により大きく変わるものであり、それぞれに適した福祉サービスを受けることが大切なことです。

相談者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援や助言を行い、福祉の向上を図ります。

・子育ての相談窓口の充実

現在、家庭児童相談室には、児童の問題のみならず、家庭環境、養育環境に及ぶ多種多様かつ複雑な内容の相談が寄せられています。家庭内の問題を整理し、適する関係機関を有効活用していくことで相談室の強化を図ります。

また、それぞれの家庭の状況や相談の内容に応じた個別の支援をつなげていくことで虐待予防を図ります。

・DV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止、DV被害者の支援に関する施策を実施します。

また、行政、警察、教育、司法及び医療等の関係機関が相互に連携し、DV被害者の相談、保護、自立支援の充実に向けた取り組みを行います。

さらに、DV被害者の身近な相談窓口として利用しやすい環境づくりに努めます。

・児童虐待防止対策の推進

保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待防止等に係る情報の共有や関係機関の連携を図り、要保護児童への適切な支援を行います。

●主な施策●

Ⅱ－３－（２） ひきこもり支援の推進

《現状と課題》

ひきこもりとは、一般に、仕事や学校に行かずに（概ね6か月以上）自宅に閉じこもり、家族以外と親密な人間関係がない状態と定義され、内閣府が行った調査によると、40歳から64歳までのひきこもりにあたる人が全国で61万3千人に上るとの推計されています。この調査の数値を基に取手市の40歳から64歳までの人口から計算すると、取手市の中高年のひきこもりの人数は500人程度と推計されます。

ひきこもりとなった原因は、いじめ、不登校、障害など一人ひとり異なるため、その状況に応じ、社会参加に向けてきめ細かく継続的に支援していく必要があります。

【対策】

○ひきこもり者に対する支援体制の充実

ひきこもり対策の主たる機関として社会福祉協議会が運営している「くらしサポートセンター」の機能を強化して、県のひきこもり支援センター並びにNPO法人が運営するひきこもり支援等と連携を図りながら、ひきこもり相談支援の充実を図るよう社会福祉協議会が中心となって対応していきます。

○関係機関との連携強化

主たる担当課において地域ケア会議等を開催し、市・学校・民間支援団体の連携を強化し、地域におけるひきこもり者や家族等の支援体制の充実・強化を図ります。

○ひきこもり者の社会参加の促進

社会参加のきっかけづくりや対人関係・その他の社会的スキルの学び場として、国が実施する地域若者サポートステーション（サポステ）と連携し社会福祉協議会が中心となって取り組みます。

●施策の方向

Ⅱ－４ 誰もが住みやすいやさしいまちづくり

高齢者や障害者などが自立した積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

そこで、日常生活において、年齢・性別の違いや障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（環境づくり）が必要であります。

●主な施策

Ⅱ－４－（１） 権利擁護の周知・啓発

《現状と課題》

認知症や精神障害者、知的障害者等により、支援を必要とする人が、福祉サービスの利用を含む身の回りのことができず、日常生活に支障をきたす事例が増えています。

このような人が、地域において安心して生活するよう成年後見制度等をはじめ各種支援が利用できるよう、制度の周知を図っていく必要があります。

[対策]**○成年後見制度の活用**

家庭裁判所等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を図り、制度の利用促進に高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉協議会が中心となって努めます。

・成年後見制度利用促進

成年後見制度利用促進法に基づき基本計画の策定や制度利用が速やかに利用できるよう中核機関の設置等を進めていきます。

また、成年後見制度の利用において費用負担が困難な者に対する市長申し立て費用や後見人報酬の助成を拡大し、制度が誰でも利用できるよう支援します。

・市民後見人の推進

認知症の人の福祉を増進する観点から、市民後見人が活躍できる体制を確保できるよう市民後見人養成講座等の取り組みに、家庭裁判所と連携を図りながら支援します。

【主な施策】**Ⅱ－４－（２） 外出支援****《現状と課題》**

地域共生社会の実現を図るためには、高齢者や障害者が支援を受けるだけでなく、地域の中で多様な活動に参画し、それぞれが役割を持ち活動することが重要です。

また、自らが社会に参加することにより、生活の質の向上へとつながることで、高齢者や障害者が生きがいのある、いきいきとした暮らしができる地域となるよう移動支援の充実を図っていきます。

[対策]**○高齢者等移動支援事業の促進**

社会福祉協議会やNPOなどの非営利団体が行う移動支援サービスは公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の移動手段として重要な役割を担っています。

本市では福祉有償運送運営協議会において、既存団体の適正な運営について協議し、また、市内の社会福祉法人等に対し、公益事業としての福祉有償運送への参入を推奨していきます。

○思いやり駐車場の整備、促進

高齢者や障害者、妊産婦、ベビーカーやチャイルドシートをお使いの親子、怪我をした方々は、車の乗降時にドアを大きく開ける必要があるため、幅の広い駐車場が必要となるなど駐車場の利用に一定の制限を受けることがあります。

そのため、従来からある身体障害者用駐車場に加え、「思いやり駐車区画」を設けるなど、誰もが乗り降りしやすい環境を整え、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

○合理的配慮の提供の促進

障害者差別解消法に基づき、障害に対する正しい理解や偏見の解消に努め、障害のある人が外出時に周囲から適切な配慮や支援が受けられるよう、合理的配慮（※4）の提供により障害の理解を障害福祉課が中心となって促進を図ります。

※4 合理的配慮とは、行政機関等は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを低くするために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。（民間事業者については努力義務）

Ⅱ－４－（３） 住み方・住まい方の構築

《現状と課題》

少子高齢化の急速な進展により、様々な点において地域コミュニティの運営・維持が以前よりも難しくなっています。今後、高齢者等が、地域の中で安心して暮らしていくためには、新たな地域づくりを模索し、進めていく必要があります。

例えば、空き家の増加などは、地域が直面している具体的な課題の一つですが、それらを若者を呼び込むために有効活用します。

[対策]

○空き家の有効活用

空き家については、空き家の所有者や不動産業者との連携のもと、定額家賃の設定等で子育て世代の住宅に係る負担を削減することで、若者を地域に呼び込む受け皿となる可能性を有しています。

取手市としても、空き家に関する情報の把握と発信に努め、空き家の解消と同時に若

者を地域に呼び込む住宅の施策を検討し、若者、高齢者等の新しい住み方・住まい方を考えていき、新たな地域づくりを進めていきます。

○高校生の居場所づくり

学校や家庭でさまざまな課題を抱える高校生の孤立を防ぐ（予防支援をする）とともに、何でも相談できる大人をつくることで、ひとりで悩まずより適切な対処ができる環境をつくるために、地域の拠点として空き家等を活用し、家や学校にはない居心地の良い「サードプレイス」をつくり、高校生の悩み相談から、学習や交流などができる居場所づくりを進めていきます。

Ⅱ-4-(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

《現状と課題》

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき建築物、交通機関、歩道等について、生活環境のバリアフリー化や全ての人々が共通して利用できるようにユニバーサルデザインに配慮した環境づくりが進められており、引き続き人に優しいまちづくりの実現に向けた、建築物や道路などの公共的な施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、民間事業者に対しても合理的配慮の助成金等を用いて、民間事業者のバリアフリーに期待します。

[対策]

○人にやさしいまちづくりの推進

全ての人々が地域での社会参加を実現するためには、誰もが安全で快適に暮らせる環境整備をしていかなければなりません。

「取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき整備を進めていきます。

また、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、快適に暮らせる環境の実現を目指すため、様々な利用者の声を聴き、それを反映することで、全ての人々が等しく社会参加できるよう対策を講じます。

Ⅲ 福祉に係る人材の育成

●施策の方向●

Ⅲ－１ 地域福祉を担う人づくり

地域福祉活動が継続的に実施されるためには、住民の中からリーダーシップを発揮することができる人材や核となる団体が必要となります。

現に地域で活動している団体（組織）の充実を図ることで、地域毎の特性に応じた多様な福祉ニーズに対応することができます。

また、民生委員・児童委員などをはじめ、地域住民に対応した助言や情報提供を行える人材の育成が求められています。

●主な施策●

Ⅲ－１－（１） 専門職の育成

《現状と課題》

多種多様化の様相を深める福祉サービスには、専門知識と技術を有する人材を確保（育成）することが求められています。

そのためには、若い世代が早い時期から福祉に対する理解と認識を深める教育を進めることが重要です。

[対策]

○人材の確保

福祉事業の人材確保においては、福祉に携わる資格を有しながら、その業務に従事していない「潜在的有資格者」を掘り起こすなど、福祉に携わる人材を安定的に確保することが必要です。

また、地域に密着した福祉サービスを安定的に提供するために、専門的な技術や知識が習得できる機会（研修会）を実施することで、従事者の育成と質の高い人材が確保できるよう対応します。

Ⅲ－１－（２） 地域福祉リーダーの育成

《現状と課題》

地域の中の問題や課題、地域が求めるものを行政へ伝えるため、様々な意見や要望を取りまとめることが必要となります。

既に、市政協力員、自治会長や町内会長など地域のリーダーは活躍をしているところですが、ここでいうリーダーとは、地域福祉に関わるリーダーを主としています。

様々な福祉活動に携わる人々の中から、地域での活動や行政とのパイプ役を担うための地域福祉リーダーが求められます。

[対策]

○まちづくりリーダーの育成

住民主体（地域主体）の福祉活動やまちづくりを進める上で、住民の求めるものを素早く把握し、地域住民の意向を反映させるために、前に述べた「ワークショップ」という課題を掘り起こす手法が用いられています。

また、住民の要望等を取りまとめるためには、ワークショップの運営方法等、住民参加の話し合いから案をまとめる「地域福祉のリーダー」が必要となります。

そのために、社会福祉協議会や自治会、ボランティア団体、教育委員会、福祉事業所等との連携を深め、「まちづくりリーダー」を育成するための対応を講じて、まちづくりの推進を図ります。

6 計画の推進体制と役割

(1) それぞれの役割

地域福祉の推進にあたっては市、社会福祉協議会はもとより、住民や各種団体との相互協力、連携なくして進めていくことはできません。

それぞれができることや特徴を生かした活動をしていくことが必要となります。

区 分	内 容
地域住民	○サービスの受け手としてだけではなく、自らが地域の担い手という認識を持ち、地域における様々な課題を主体的に捉え、ボランティア活動や自治会など様々な活動などに積極的に参加することで、地域福祉社会を構成する一員となるよう努めることが求められます。
ボランティア NPO法人	○地域住民が求める福祉サービスを把握し、地域福祉の担い手としての様々な活動の実施主体となることが求められています。 ○地域における活動に関心のある多くの地域住民の活動の場として、多くの住民が参加しやすい環境を提供することが求められます。
市政協力員 自治会 町内会	○地域福祉の拠点的な役割を持ち、地域住民の生活を支える組織として、民生委員・児童委員と連携しながら、住民と行政の橋渡しを図ることが求められます。 また、自主防災会等の協力のもと、災害発生時は避難行動要支援者の支援を行っていくことが求められます。
民生委員・ 児童委員	○住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉に努めることが求められます。 ○行政と地域のパイプ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な助言を行うことを求められます。
学校等	○学校等において様々な機会を活用して、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ、将来、地域福祉を担う「人材」の育成を図ることが求められます。
事業者等	○地域社会の構成員として地域福祉活動や地域貢献活動に積極的に関わることが求められます。

区 分	内 容
福祉サービス 提供事業者	<p>○福祉サービスの利用者の視点に立ち、より良いサービスが提供できるよう、法令等を遵守、適正な運営を図るとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。</p> <p>○福祉サービスを支える人材の確保に努めるとともに、地域の課題に対しても、それぞれの事業者が持つ専門性を活用し、主体的に解決に向けた取り組みを行うことが求められます。</p>
社会福祉協議会	<p>○地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心的団体として、福祉活動への住民参加を呼びかけるとともに、関係機関と協働して魅力ある地域づくりに努めることが求められます。</p> <p>○地域福祉活動計画に基づき、行政と連携を密にすることで、住民のニーズに応える、質の高い福祉サービスの提供に努めることが求められます。</p>
市	<p>○福祉人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めることが求められます。</p> <p>○地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むことが求められます。</p> <p>○市地域福祉計画の策定等を通じて、地域福祉の計画的な推進に努めることが求められます。</p>

(2) 進行管理

この計画を実行性あるものとして推進していくため、計画に掲げた目標の達成状況を把握するとともに、計画に基づく事業の進捗状況に注視し、計画の推進に努めていきます。



第3期取手市地域福祉計画

令和2年3月（予定）

発行：取手市福祉部社会福祉課

住所：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141（代）

URL：<http://www.city.toride.ibaraki.jp>